

事 務 連 絡
平成20年 6 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(ごまの種子及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月5日付け食安輸発第0605001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、ナイジェリア産ごまの種子及びその加工品を検査命令対象とする別途通知にあわせ、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、ナイジェリア産以外のごまの種子及びその加工品（ごまの種子を主要原料とするものに限る。）について、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

(違反事例)

品 名：ごまの種子
生 産 国：ナイジェリア
輸 入 者：三井物産 株式会社
届出数量及び重量：730バッグ、36,095 kg
検査結果：アフラトキシン陽性（B₁として15ppb検出、基準：付着してはならない）
届 出 先：神戸検疫所
違反確定日：平成20年6月19日
措置状況：全量保管中